

運 営 規 程

社会福祉法人 えびえ四季会
特別養護老人ホーム グリーン野田

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人 えびえ四季会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム グリーン野田（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(目的)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム グリーン野田
- (2) 所在地 大阪市福島区海老江2丁目1番36号

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は104名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 施設長 | 1名 |
| 2. 事務長 | 1名 |
| 3. 生活相談員 | 2名 |
| 4. 介護支援専門員 | 1名 |
| 5. 介護主任 | 1名 |
| 6. 介護職員 | 37名 |
| 7. 看護職員 | 3名 |
| 8. 管理栄養士 | 1名 |
| 10. 機能訓練指導員 | 2名 |

- | | | |
|-----|-------|-----|
| 11. | 事務職員 | 2名 |
| 12. | その他職員 | 若干名 |

(職務内容)

第6条 職員の職務内容は次の各号による。

- 1) 施設長
老人ホームの運営管理全般と所属職員の指揮管理
 - 2) 事務長
老人ホームの運営管理について施設長の補佐並びに事務部門の総括
 - 3) 医師
利用者の診療、保健指導
 - 4) 生活相談員
利用者の入・退所、生活相談及び援助その他利用者の処遇向上を目的とした業務
 - 5) 介護支援専門員
ケアプランの作成を含め、施設利用者の介護支援に関する業務
 - 6) 介護主任
介護現場における職員の指導、業務の調整
 - 7) 介護職員
利用者の介護、生活援助等、直接日常生活の維持向上をはかる業務
 - 8) 看護職員
医師の指示による利用者の保健指導等及び診療補助並びに介護業務
 - 9) 栄養士
利用者の嗜好と栄養に合致し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食の指導
 - 10) 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
 - 11) 事務職員
庶務、厚生、経理事務、並びに前号各職務内容に属しない総務業務
 - 12) その他の職員
法令、その他の基準に定められたもの以外の臨時の業務で施設長が決めた職務
- 2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図る為、次の会議・委員会を設置する。

- 1) 職員会議・管理者会議
- 2) 入所判定委員会
- 3) フロアーア会議・フロアリーダー会議
- 4) ケース会議
- 5) 事故対策委員会
- 6) 身体拘束廃止委員会
- 7) 給食委員会
- 8) 感染症対策委員会
- 9) 褥瘡対策委員会
- 10) 特定行為業務事故対策委員会
- 11) 安全衛生管理委員会

- 12) 虐待防止委員会
 - 13) 業務改善委員会

第3章 利用者に対する施設のサービス内容及び利用料

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 施設は前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。 実費(別途消費税要)

(4) 金銭(貴重品)管理費 1,000円/月
(5) テレビ電気代 300円/月
(6) コピー代 20円/枚

(7) 指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

實費

- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 5 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第21号)により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払を受ける。
 - 6 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該利用者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額・利用料金の変更)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

- 2 第8条第1項に定めるサービス利用料金及び第2項に定めるサービス利用料金について、

介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

- 3 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。
- 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込書に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業所等に対する情報の提供その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる入所契約及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見

配慮して、指定介護サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第14条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第15条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所にさいしては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付の為の証明書の交付)

第16条 施設は、法定代理人受領サービスに該当しない指定介護福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者についてその有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき問題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉サービスの目標及びその達成次期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉サービスの提供に当たる他の職員との連絡を断続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規程を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(事業所の処遇方針)

第18条 施設は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして、サービスの提供を行う。

- 2 サービスの提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 4 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、わかりやすく説明する。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第19条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束検討委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(介護)

第21条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に隨時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供するよう努力する。食事時間は次の通りとする。

- (1) 朝 食 8時 から
- (2) 昼 食 12時 から
- (3) 夕 食 18時 から

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第23条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

- 第24条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのリクリエーション行事を行う。
- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

- 第25条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第26条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りである。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者の為に、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

- 第27条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き退院後再び当該施設に入所するようにする。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第28条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。
- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。

(勤務体制の確保等)

- 第29条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 施設は、当該施設職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはその限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

- 第30条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医

療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第31条 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第33条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第34条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第35条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第37条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹

- 介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

- 第39条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を処置する。
- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書、その他物件の提出若しくは提示の為、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

- 第40条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

- 第41条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

- 第42条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、利用者に対する指定介護福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(法令との関係)

- 第43条 この規程に定めないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年3月26日から改定、施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改定、施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改定、施行する。

この規程は、令和7年11月1日から改定、施行する。